



建設工事一般競争入札（郵便入札）公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年1月26日

登米市水道事業管理者  
登米市長 布施 孝尚

1. 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 登水請第09143号
- (2) 工事名 第104-水道1562号線一部布設替他(その1)工事
- (3) 施行場所 登米市豊里町大沢地内
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成22年3月26日
- (5) 工事概要  
本工事は、老朽管(塩化ビニル管)更新事業計画に基づき、配水管の布設替工事を行うものです。  
水道1562号線  
配水管 DCIP(NS形)  $\phi 200$  L=1,540.5m  
給水管切替工 N=17箇所  
既設管接続工 N=1路線
- (6) 支払条件 前払金 有
- (7) 最低制限価格 契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。
- (8) 入札方式 制限付一般競争入札【郵便入札】

2. 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程第5条第2項の規定に基づく有資格者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

登録業種	水道施設工事
登録等級(公告日現在)	S等級、A等級のいずれかの業者であること
事業所の所在に関する条件	登米市内に本社(本店)若しくは支店等を有していること
施工実績に関する条件	ダクタイル鋳鉄管(耐震工法)の配水管工事の元請又は下請の実績があること
配置技術者に関する条件	専任の主任技術者(1級又は2級土木施工管理技士)又は監理技術者を配置できること(他の請負中の工事の専任技術者でないこと) 配水管技能者(耐震継手)を適正に配置できること
その他	別紙「郵便入札公告共通事項」に示すとおりとする

3. 入札及び工事担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	登米市水道事業所 水道管理課	0220-52-3314	987-0702 登米市登米町寺池目子待井381番地1
工事担当課	登米市水道事業所 水道施設課	0220-52-3312	987-0702 登米市登米町寺池目子待井381番地1

#### 4. 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所
設計図書等の閲覧	平成22年1月27日(水)～ 平成22年2月5日(金)	登米市登米町寺池目子待井381番地1 登米市水道事業所閲覧所
質問書の受付	平成22年1月27日(水)～ 平成22年2月3日(水)	登米市登米町寺池目子待井381番地1 登米市水道事業所水道管理課出納管財係
回答書の閲覧	平成22年1月27日(水)～ 平成22年2月5日(金)	登米市登米町寺池目子待井381番地1 登米市水道事業所閲覧所
入札書の郵送受付期間	平成22年2月3日(水)～ 平成22年2月8日(月) 午後4時まで必着 (期限まで到達したもののみ有効。 <u>配達証明付郵便に限る。</u> )	郵送先 〒987-0799 (専用郵便番号) 登米郵便局留 登米市水道事業所水道管理課出納管財係
開札	平成22年2月10日(水) 午後1時45分から	登米市役所登米庁舎 2階
入札結果の公表	契約締結後	登米市ホームページ及び登米市水道事業所 閲覧所

(注) 上記の期間は、登米市の休日を定める条例による市の休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)とする。

#### 5. 開札への立会い

開札への立会いは、当該入札参加者のみ認めるものとするので、代理人が開札に立ち会うときは、委任状を提出しなければならない。

#### 6. 入札参加資格の確認

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、入札執行者の指定を受けた者(以下「落札候補者」という。)は、下記の書類を提出しなければならない。

- ① 配置技術者届出書(入札参加資格確認申請資料)
- ② 配置技術者の資格者証の写し
- ③ 配置技術者と雇用関係が確認できる書類
- ④ 配水管技能者登録証(耐震継手)の写し
- ⑤ 同種工事の施行実績調書及び当該工事請負契約書等の写し
- ⑥ 工事費内訳書
- ⑦ その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類

#### 7. 設計図書等の閲覧

設計図書の閲覧期間及び場所は、4に示すとおりとするが、希望者は閲覧期間中下記の場所において設計図書等を有料にて複写することができる。

複写場所 住所 登米市迫町佐沼字中江一丁目10番5号  
商号 (株)プリントシステム  
電話番号 0220-22-8235

#### 8. その他

「登米市水道事業郵便入札実施要領」及び「登米市水道事業郵便入札公告共通事項」に示すとおりとする。